

許可の期間及び手数料

広告物の区分ごとに、許可の期間及び手数料を定めています。

区分(面積)	単位	手数料		許可期間
		1年以内/1件	1年を超えて3年以内/1件	
看板、広告板及び広告塔（これらに類する電光掲示板等・ネオン類 照明広告を含む。）並びにこれらを掲出する物件	1㎡未満	1個	440円	3年以内 ※推奨基準適用地区において、推奨基準に適合している場合、上記の許可期間を延長することができます（許可期間が1年未満のものを除く）。手数料は許可年数に乗じた額となります。
	1㎡以上 2㎡未満	1個	830円	
	2㎡以上 5㎡未満	1個	1,060円	
	5㎡以上 10㎡未満	1個	2,130円	
	10㎡以上 15㎡未満	1個	3,100円	
	15㎡以上 20㎡未満	1個	4,160円	
	20㎡以上 25㎡未満	1個	5,220円	
	25㎡以上 30㎡未満	1個	6,280円	
	30㎡以上	1個	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額	
立看板及び広告旗（のぼり）	1個		250円	6月以内
はり紙 （つり下げるものを含む／以下この表において同じ）	100枚		420円	2月以内
はり札 （面積0.15㎡未満のもの）	1枚		90円	1年以内
電柱及び街灯柱広告物 並びにこれらに類するもの	1件		420円	1年以内
アーチ広告物	1個	4,170円	看板、広告板及び広告塔並びにこれらを掲出する物件に同じ	3年以内
広告幕	1枚		420円	2月以内
アドバルーン	1個		1,060円	1月以内
ぼんぼり	1個		90円	2月以内

備考

- 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収します。
 - はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。
 - 本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。
 - 申請手数料は、栗東市の発行する納付書で納めてください。
- ※ 特定屋内広告物（窓面）については、許可申請手続きの必要な面積には含まれますが、手数料はかかりません。
- ※ 許可期間は、「看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告を含む。）並びにこれらを掲出する物件」と同様とします。
- ※ 許可期間中に撤去した場合や、許可内容を変更する場合、また不許可の場合であっても、納めた手数料は返還しません。